

## 北広島市障がい支援計画（令和元年度）の進捗状況について

＜令和元年12月末現在＞

保健福祉部福祉課

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標1 総合的な相談サービスの提供 ■障がい支援計画 計画書P65				
1	<b>1－1 総合的な相談支援体制の充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P70～71	障がい児・者が、障がいのない人と同様に地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。	<b>相談支援事業</b> <b>市内の社会福祉法人2法人へ委託</b> <b>生活支援事業（北海長正会）</b> <b>総相談件数</b> 令和元年度（4月～12月） 5,668件 平成30年度 7,237件	<ul style="list-style-type: none"> <li>相談支援事業については、障がい児・者の相談内容が複雑化してきており、一人当たりに係る相談時間が長時間となるケースが増加しています。</li> <li>生活支援事業については、委託による相談支援で、障がい当事者のニーズを聞き取る中で、他の機関（医療機関等）との連携が必要となるケースや、同居家族への支援が必要なケース（8050問題、ひきこもりや発達障がい等）も増えてきています。</li> <li>就労支援事業については、就労に特化した相談支援事業所のノウハウを生かし、関係機関（ハローワーク、障がい者雇用企業など）と連携を図っています。相談件数の増加とともに、住宅や医療、金銭についてなど生活面の相談も増加傾向にあります。</li> </ul>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
			<p><b>計画相談支援、障害児相談支援</b> 実績等については別紙資料（3ページ）のとおり。</p>	<p>計画相談支援・障害児相談支援については、計画値を下回る見込みですが、相談内容の多様化・複雑化により一人当たりの支援に時間をするケースも増加しており、相談支援専門員の負担が大きくなっています。市内の計画相談支援・障害児相談支援を行う事業所の拡充及び相談支援専門員の充足が課題です。</p> <p>今後も、障がい当事者が、本人の意思決定により、ニーズに応じた福祉サービスが受けられるよう、引き続き計画の質の向上を図っていきます。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	<p><b>1－1 総合的な相談支援体制の充実</b></p> <p>■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P70～71</p>	<p>障がい児・者が、障がいのない人と同様に地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。</p>	<p>北広島市障がい者自立支援協議会            &lt;全体会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 3回開催            &lt;生活支援部会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 2回開催            &lt;精神障がい者支援部会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 2回開催            •「障がい者の災害時の生活に関するアンケート調査」の実施 など            &lt;就労支援部会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 2回開催            •「教育と福祉の連携強化に向けた研修会」の開催など            &lt;ワーキンググループ&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 5回開催            &lt;こども支援部会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 2回開催            •「きたひろサポートファイル」の活用について など            &lt;精神障がい者支援部会&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 2回開催            •市内の就労に係る課題の共有 など            &lt;就労支援事業所説明会の開催&gt;            令和元年度（4月～12月）            平成30年度 7回開催         </p>	<p>各部会とも、これまでの協議を踏まえ、様々な活動・協議が行われています。今後も、継続した活動を行い、当市の地域における課題を協議とともに、関係機関のネットワークの構築を図ります。</p> <p>また、部会を横断した3つの相談支援ワーキンググループを設置し、『若者の暮らしと心の相談会』や『障がい者虐待防止研修会』、『障がい福祉事業所間交流会』を開催（予定含む）しました。今年度よりワーキンググループで実施してきた事業については、他機関や各部会等へ引継ぎ整理を行うこととしています。</p> <p>各部会で取り組むべき内容の複雑化や部会を横断する課題が増加しており、多様な取組や協議を行っています。引き続き自立支援協議会を活用しながら意見聴取やニーズ把握に努めます。</p> <p>さらに、今年度より「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築のためのプロジェクトチーム」を立ち上げ、協議を開始しました。</p> <p>※協議会委員 委員 25名 任期 自 令和元年 11月 1日 至 平成3年 10月 31日</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	<b>1－1 総合的な相談支援体制の充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書P70～71	障がい児・者が、障がないのない人と同じように地域で生活し活動できるようノーマライゼーションの社会づくりを推進するため、悩みや相談に対応する相談体制の充実を図ります。	<b>相談員制度</b> 身体障がい者相談員 3名 委嘱 知的障がい者相談員 1名 委嘱	継続して実施。
			<b>子ども発達支援センターでの療育相談</b> 市子ども発達支援センターで実施	継続して実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
<b>基本目標2 利用しやすい福祉サービスの提供 ■障がい支援計画 計画書P65</b>				
1	<b>2－1 訪問系サービスの充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書P72	障がい児・者の地域や在宅での自立生活を支援するため、ヘルパー等が自宅等へ訪問してサービスを提供する訪問系サービスの充実を図ります。	<b>居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援</b> 実績等については別紙資料（1ページ）のとおり。	訪問系サービスについては、行動援護の利用時間数以外は、計画値を下回っていますが、利用者数、利用時間数ともに例年並みの実績となる見込みです。 今後も継続した計画相談支援の実施により障がい当事者のニーズに応じた支給量の決定を行う等、きめ細やかなサービスの提供に努めます。
			<b>訪問理容サービス</b> <b>配食サービス</b> 市高齢者支援課で実施	継続して実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2	<p>2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P73～74</li> </ul>	<p>地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。</p>	<p>療養介護、生活介護、短期入所（ショートステイ）、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援</p> <p>実績等については別紙資料（2ページ）のとおり。</p>	<p>自立訓練（機能）については、計画値を下回っているが、市内のサービス事業所数は増加傾向にあり、今後の利用増が見込まれます。</p> <p>就労継続支援B型については、計画値を上回っており、利用者・利用日数ともに増加傾向にあります。</p> <p>就労移行支援・就労継続支援A型については、計画値を下回っているが、前年と比べて増加しています。引き続き、障がい当事者のニーズに応じたサービスを提供するとともに、一般就労が可能と見込まれる障がい者には、就労相談支援、一般就労に必要な訓練を通して、福祉施設から一般就労への移行を進めます。</p> <p>短期入所については、福祉型と医療型とともに利用者数が計画値を下回った見込になっていますが、利用日数は計画値を上回る見込になっています。病院等が実施する医療型短期入所については、当市には事業所がなく道内でも数か所しかない現状です。重症心身障がい児・者が利用する短期入所先の確保が課題となっています。</p> <p>昨年度実績と比較すると、利用者数はほぼ横ばいですが、一人当たりの利用日数が増えているため、今後も、ニーズに応じた支給量の決定を行う等、きめ細やかなサービスの提供に努めます。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2	<p>2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P73～74</li> </ul>	<p>地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。</p>	<p>児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援 実績等については別紙資料（3ページ）のとおり。</p>	<p>児童発達支援については前年と比べて利用日数で減少傾向にあります。放課後等デイサービスについては計画値を大幅に上回っています。 障がい児通所支援については市独自事業により平成26年度から通所に係る利用料を無料化していることに加え、国の施策により令和元年10月から3歳～5歳児を対象とした児童通所支援の無償化が開始されました。各機関の連携による早期発見・早期療育につながるケースが増えていることから、利用者は増加傾向です。 また、今年度においては、障がいの特性上、外出が困難な障がい児に対して療育を行う居宅訪問型発達支援の利用実績があり、来年度以降の利用も見込まれます。 さらに今年度、不登校児による放課後等デイサービスの日中利用について、学校及び教育委員会と対応を協議し、対象児童や利用に係る要件、申請手続き等の整理を行いました。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2	2-2 日中活動系サービス（在宅者向け）の充実  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P73～74	<p>地域や在宅における障がい児・者の自立生活を支援するため、日常生活や訓練活動を支援する日中活動系サービス（在宅者向け）の充実を図ります。</p>	<b>日中一時支援</b> 平令和元年度（4月～11月） 利用者数 86名 平成30年度 利用者数 92名	日中一時支援事業については、利用数は前年度と比べてほぼ同様です。生活介護などの日中活動系サービスや障がい児通所支援を補完するサービスとして、障がい当事者家族の一時的な負担軽減が図られています。
			<b>地域活動支援センター事業</b> 施策3-4に記載	
			<b>訪問入浴サービス</b> 令和元年度（4月～11月） 利用者数 3名 平成30年度 利用者数 3名	訪問入浴サービスについては、令和元年度より3名が利用継続しており、引き続き事業の実施が必要です。
			<b>放課後対策（学童クラブ）</b> <b>特別支援児童保育</b> 市子ども家庭課で実施	継続して実施。
			<b>特別支援児童保育</b> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 10名 平成30年度 利用者数 12名 市子ども家庭課で実施	継続して実施。
			<b>障がい者医療的ケア支援事業</b> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 0名 平成30年度 利用者数 0名	障がい者医療的ケア支援事業については、医療的ケアが必要な重症心身障がい児・者が地域で暮らしていくために必要な事業であり、対象となる障がい児・者へは改めて制度周知を図る必要があります。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
3	<b>2-3 自立支援医療等の充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P74~75	障がい児・者がその心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活を営むために必要な医療の費用負担の軽減を図ります。	<b>自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）</b> <更生医療> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 177名 平成30年度 利用者数 194名 <育成医療> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 5名 平成30年度 利用者数 13名 <精神通院医療> 令和元年度（4月～12月） 受給者証交付者数 781名 平成30年度 受給者証交付者数 954名 ※精神通院医療は、保険者が北海道であることから、利用者数の積算が困難なため、受給者証交付者数に変更。	更生医療については継続して人工透析の治療を必要とする利用者が大半を占めており、利用者数は例年並みとなっています。 育成医療については、昨年度実績の内7件が手術による利用でしたが、今年度実績については継続した治療が必要なものによる利用となっており、いずれも手術は伴わないものとなっています。 精神通院医療については、利用者が前年度と比べて増加傾向です。 また、課題となっている、精神通院医療を中断している方への支援については、今後も相談支援の充実や医療機関との連携等により継続した支援に努めています。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
4	2-4 日中生活の支援  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P75	障がい児・者の地域や在宅での自立生活を充実させるため、補装具の給付、日常生活用具の給付、活動の場の提供など日中生活の支援を図ります。	補装具の給付 令和元年度（4月～12月） 決定件数 123 件 平成30年度 決定件数 180 件	補装具については、給付件数・給付額とも前年度と比べてほぼ横ばいとなっています。
			日常生活用具の給付 実績等については別紙資料（4ページ）のとおり。	日常生活用具の給付については、排泄管理支援用具（ストマなど）の増加などにより、給付件数は増加傾向となっています。
			自助具の給付 令和元年度（4月～12月） 利用者数 5件 平成30年度 利用者数 4件	自助具の給付については、平成28年度から軽度・中等度難聴児に対する補聴器購入費の助成を実施しています。 また、平成31年4月より助成対象種目にFM型補聴器を追加し、1件の助成を行っています。
			紙おむつの給付 市高齢者支援課で実施	継続して実施。
5	2-5 その他日常生活サービスの充実  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P76	障がい児・者の地域や在宅での自立した日常生活を地域で見守り、声かけや相談を受けるよう、地域活動と連携した地域づくりを図ります。	緊急通報システム事業 除雪サービス 自立援助住宅改修助成 救急情報キットエルフィンバトン 認知症高齢者等SOSネットワーク事業 市高齢者支援課で実施	継続して実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標3 社会参加の促進 ■障がい支援計画 計画書P66				
1	3-1 移動支援の充実  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P77	障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。	<p><b>移動支援事業</b> 実績等については別紙資料（4ページ）のとおり。</p> <p><b>障がい者自動車運転免許取得費助成</b> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 1件 平成30年度 利用者数 2件</p> <p><b>障がい者自動車改造費助成</b> 令和元年度（4月～12月） 利用者数 0件 平成30年度 利用者数 1件</p> <p><b>精神障がい者社会復帰訓練通所交通費助成</b> 令和元年度（4月～12月） 実利用者人数 62人 平成30年度 実利用者人数 64人</p>	<p>移動支援事業については、計画値を下回っていますが、計画相談の実施により障がい当事者のニーズを踏まえた支給量の決定を行っています。</p> <p>自動車運転免許取得費助成、自動車改造費助成は申請に基づき助成を行っています。</p> <p>精神障がい者に係る交通費助成については、他の障がい種別（身体及び知的）との割引制度の格差が解消されるまでの間、サービス提供が必要です。</p>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
1	<b>3－1 移動支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P77</li> </ul>	<p>障がい児・者が地域で安全に外出できるよう、各種サービスなどを受けられるよう、移動手段の充実を図ります。</p>	<p><b>福祉バスの運行</b> 市福祉課（庶務担当）で実施。</p> <p><b>移送サービス</b> 令和元年度（4月～12月） 実利用者人数 53人 平成30年度 実利用者人数 51人</p> <p><b>福祉タクシー・福祉自動車燃料チケットの交付</b> 令和元年度（4月～12月） 交付者数 1,581人 平成30年度 交付者数 1,626人</p>	継続して実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2	<b>3-2 意思疎通支援事業の充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P78	障がい児・者の地域でのコミュニケーションを円滑に行えるよう、障がいの特性に応じた手段による意思疎通支援の充実を図ります。	<b>専任手話通訳者の配置と派遣</b> 令和元年度（4月～12月） 専任1名 派遣 109回 平成30年度 専任1名 派遣 149回  <b>手話講習会の開催</b> ＜入門・初級・中級講座＞ 令和元年度 48日間開催 7人修了 平成30年度 46日間開催 16人修了 ＜専門講座＞ 令和元年度 8日間開催 6人受講 平成30年度 8日間開催 5人受講  <b>要約筆記奉仕員の養成と派遣</b> 令和元年度（4月～12月） 養成講座 11日間 派遣 24回 平成30年度 養成講座 12日間 派遣 20回  <b>朗読、点訳ボランティアの養成</b> 令和元年度 養成講座 6日間開催予定 平成30年度 養成講座 6日間開催  <b>点字、声の広報の発行</b> 令和元年度 広報北広島年24回発行予定 議会だより年4回発行予定 平成30年度 同上の発行	聴覚障がい者への意思疎通支援者（手話通訳・要約筆記）の派遣については、申請に基づきサービスを提供しており、需要に対しての対応はできています。平成28年4月施行された障がい者差別解消法に伴い、個別の場面におけるコミュニケーションへの合理的配慮の提供に努めます。 手話奉仕員、要約筆記奉仕員、朗読ボランティアなどの養成は、関係団体の協力により継続して実施していますが、受講者数は横ばい傾向であり、サービス提供者の人材確保・育成に取り組むことが課題です。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
3	<b>3-3 社会参加促進事業の充実</b>  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P79	障がい児・者が地域での社会参加を促進するため、様々な交流と体験機会の提供を図ります。	<b>フレンドリーセンター事業</b> 市教育委員会で実施	継続して実施
			<b>療育キャンプ</b> 市社会福祉協議会で実施	継続して実施。
			<b>総合体育館等の使用料金減免</b> 各市所管課又は施設で実施	継続して実施。
4	<b>3-4 地域活動支援センターの充実</b>  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P79	障がい者に社会活動の機会を提供し、社会との交流や社会参加を促進します。	<b>地域活動支援センター事業（再掲）</b> 令和元年度 3ヶ所 (平成30年度 同上)	地域活動支援センターについては、障がい者の創意的活動や生産活動の機会の場として、引き続き設置が必要と考えます。
5	<b>3-5 その他社会参加の促進</b>  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P80	障がい児・者が在宅や地域で社会活動への参加機会の確保ができるよう、様々な福祉情報の提供と公共空間や住宅のバリアフリー化を推進します。	<b>障がい児・者に配慮した公共施設の整備とバリアフリー化</b> <b>市営住宅のバリアフリー整備</b> <b>住宅改造のための相談・支援</b> 市建築課で実施	継続して実施。
			<b>福祉情報ガイドブックの発行</b> 令和元年度内に発行予定（隔年で発行）	継続して実施。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標4 障がい理解の促進、権利擁護の推進 ■障がい支援計画 計画書P66				
1	4-1 障がい理解の促進  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P81	障がいの有無にかかわらず全ての市民が、相互に理解を深めるための啓発や交流を促進します。	相談支援事業（再掲） 施策1-1に記載	
			自発的活動支援 令和元年度 支援団体 3団体 (平成30年度 3団体)	自発的活動支援については、引き続き、障がい児・者等や地域における自発的な取組みを行う団体を支援します。
			障がいを理由とする差別解消の取組み 職員が守るべき服務規律の一環として、障がい者差別解消法に基づく「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する北広島市職員対応要領」を作成	障がい者差別解消に係る取り組みについては、引き続き、障がい者差別解消法の周知を図るとともに、障がいのある方への理解を深める取組みを進めています。
			北広島福祉ショップ エルフィンパーク内に設置	福祉ショップについては、工賃の向上、また、ふれあいを通じて市民の障がい者への理解促進につながっています。
			ヘルプマーク・ヘルプカードの配付	外見からは障がいがあることがわからない人などに、市民が合理的配慮を提供しやすい環境をつくるため、平成29年10月から配付しています。

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
2	<p><b>4-2 権利擁護の推進</b></p> <p>■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P82</p>	<p>地域で障がい児・者がその権利を擁護され、地域社会の一員として尊重されるよう、障がい児・者の権利擁護を図ります。</p> <p>また、平成28年度に開設した成年後見センターで、成年後見制度に関する相談支援や市民後見人の育成を図っていくとともに、関係機関と連携して総合的な支援を行います。</p>	<p><b>成年後見制度の利用促進</b> 【市による市長申立、報酬助成等】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度等相談件数 令和元年度（4月～12月） 延べ件数 11件 平成30年度 延べ件数 22件</li> <li>○市長申立 令和元年度（4月～12月） 0件 平成30年度 1件</li> <li>○成年後見制度利用支援事業 令和元年度（4月～12月） 申立助成 0件、報酬助成 1件 平成30年度 申立助成 1件、報酬助成 2件</li> </ul> <p><b>成年後見センターの運営</b> 【社会福祉協議会へ委託】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○成年後見制度等相談支援 令和元年度（4月～12月） 延べ件数 520件 平成30年度 延べ件数 642件</li> <li>○市民後見人養成講座（隔年実施） 令和元年度 実施なし ※後見支援員養成講座を実施（独自） 平成30年度 1回 修了生3名</li> <li>○市民後見人養成講座修了生フォローアップ研修 令和元年度（4月～12月） 1回 ※3月実施予定 平成30年度 2回</li> </ul> <p><b>日常生活自立支援事業</b> 市社会福祉協議会で実施</p>	<p>成年後見制度の利用促進を図るため、市長申立手続き、申立費用や報酬費用等の助成について適切に対応します。</p> <p>社会福祉協議会に委託している成年後見センターと連携を強化するとともに、成年後見制度利用促進計画策定ならびに中核機関設置が課題です。</p> <p>成年後見制度ならびに成年後見センターが地域に浸透し利用促進が図られるよう、継続的な普及・啓発活動と関係機関との連携が必要です。</p> <p>また、社会福祉協議会が成年後見人等となる法人後見の件数も増加しており、市民後見人等の担い手確保が急務となっています。</p> <p>今後も利用ニーズが増加することが見込まれるため、相談支援事業や機能の充実、関係機関とのネットワーク強化を図ります。</p> <p>継続して実施。</p>

		<p><b>障がい者虐待防止事業</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○虐待相談通報件数／認定件数 令和元年度（4月～12月）8件／1件 平成30年度 6件／3件</li> <li>○研修会 令和元年度（4月～12月）1回 ※2月予定 平成30年度 1回 73名 ※自立支援協議会ワーキング共催</li> <li>○会議 北広島市と厚別警察署の連携推進会議 令和元年度 2回 平成30年度 2回</li> </ul>	<p>障がい者虐待防止事業については、今後とも虐待事案が発生した際には、適切に事実確認を行うとともに、虐待や緊急性の判断、支援の方向性や関係機関との役割分担を明確にしながら、迅速な対応に努めていきます。</p> <p>虐待は警察や消防、相談支援事業所、サービス事業所等との連携や住民の理解により、早期発見・早期対応を図ることが重要なことから、連携強化や理解を深めるため会議・研修等を継続的に実施していきます。</p>
3	<p><b>4-3 障がい福祉に関する情報提供の推進</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P83</li> </ul>	<p>障がい理解や障がい児・者の権利擁護を促進させるため、障がい福祉に関する情報を障がいの有無にかかわらず入手できるよう、わかりやすい情報提供を進めます。</p>	<b>相談支援事業（再掲）</b>
			<b>福祉情報ガイドブックの発行（再掲）</b>
			<b>障がい福祉事業所ガイドブックの発行（再掲）</b>
			<b>市ホームページの作成</b>

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標5 地域生活への移行促進、地域生活の継続に向けた支援 ■障がい支援計画 計画書P67				
1	<b>5－1 居住系サービスの充実</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P84	障がい者の地域での自立生活を支援するため、居住系施設の確保と、そこでの居住系サービスを提供します。	<b>自立生活援助・共同生活援助(グループホーム)・施設入所支援・宿泊型自立訓練</b> 実績等については別紙資料(2ページ)のとおり。  <b>福祉ホーム</b> 令和元年度(4月～11月) 利用者数 0名 平成30年度 利用者数 1名	施設入所支援については、計画値を上回る見込みであり、入所希望者も依然多い状況にありますが、グループホームについては、在宅等で生活している障がい者の新規利用が多く、年々増加しています。 引き続き、施設入所者の地域生活移行を進めるため、希望する居住の場や日中活動の場の提供を行います。 市内の福祉ホームの運営事業所が平成31年3月末で0となり、令和元年度においては利用者は0名です 今後の事業の継続等について検討が必要となります。
2	<b>5－2 地域生活の継続に向けた支援</b> ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P85.	在宅で生活する障がい児・者の高齢化や重度化、さらには生活を支えていた家族がいなくなった後でも、地域での生活が継続できる体制整備を図ります。	<b>相談支援事業(再掲)</b> 施策1－1に記載	

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標6 就労支援の充実		■障がい支援計画 計画書P67		
1	<b>6-1 就労支援の充実</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P86</li> </ul>	<p>障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するため、就労のための必要な訓練や、活動の場を提供するなど、障がい者の就労を支援する取組みを促進します。また、障がい者が働きやすい環境となるよう、企業等における障がい者の職場定着を支援する取組みを進めます。</p> <p>また、障がい者授産製品の販売促進のため、北広島福祉ショップ等への支援を継続して行うとともに、「北広島市障害者就労施設等からの物品等の調達方針」を定め、福祉的就労を行っている事業所等への発注をさらに促進していきます。</p>	<p><b>就労移行支援（再掲）・就労継続支援（A型・B型）（再掲）</b> 施策2-2に記載</p> <p><b>就労定着支援</b> <b>相談支援事業（再掲）・北広島市障がい者自立支援協議会（再掲）</b> 施策1-1に記載</p> <p><b>北広島市福祉ショップ</b> 施策4-1に記載</p>	

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標7 災害に備えた避難体制等の確保		■障がい支援計画 計画書P68		
1	<b>7-1 災害時に支援が必要な人を支援できる体制づくり</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>■第5期障がい福祉計画</li> <li>■第1期障がい児福祉計画 計画書 P87</li> </ul>	<p>障がい児・者が安心して地域での生活を送ることができるよう、災害時における支援体制づくりを促進します。また、障がいの特性に配慮した避難スペース（福祉避難所）の整備を図ります。</p>	<p><b>避難行動要支援者避難支援プラン</b> 市福祉課（庶務担当）で実施</p> <p><b>福祉避難所の設置</b> 危機管理課で実施</p>	継続して実施

No.	施策・事業名	計画の概要	令和元年度の取組み	評価と課題等
基本目標8 障がい児支援の充実 ■障がい支援計画 計画書P68				
1	8-1 障がい児支援の充実  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P88~89	<p>障がいの軽減や基本的な生活能力の向上と将来の社会参加のため、早期発見・早期療育を一層進めるとともに、関係機関と連携を図り、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を地域で提供する体制づくりを進めます。</p> <p>また、障がい児の通所利用を促進し、早期療育につなげるため、児童福祉法に基づく障がい児通所支援の利用者負担の無料化を継続して実施します。</p>	<b>相談支援事業（再掲）・障害時相談支援（再掲）</b> 施策1-1に記載 <b>障がい児通所支援事業（再掲）</b> 施策2-2に記載 <b>日中一時支援事業（再掲）</b> 施策2-2に記載	
			<b>赤ちゃん訪問</b> <b>乳児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳健康診査</b> 市健康推進課で実施	各事業とも継続して実施
			<b>子ども発達支援センターでの療育相談（再掲）</b> 施策1-1に記載 <b>放課後対策（学童クラブ）（再掲）</b> <b>特別支援児童保育（再掲）</b> 施策2-2に記載	
2	8-2 特別支援教育の推進  ■第5期障がい福祉計画 ■第1期障がい児福祉計画 計画書 P89~90	障がいのある幼児、児童、生徒の自立や社会参加に向け、一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な教育を受けられるよう、障がい児の教育の充実や支援を図ります。	<b>教育支援委員会の設置</b> <b>特別支援学級の開設</b> <b>通級指導教室の開設</b> <b>特別支援教育就学奨励費の支給</b> <b>私立幼稚園振興補助の支給</b> <b>特別支援教育の充実</b> 市教育委員会で実施	各事業とも継続して実施